

県外で予防接種を受ける際の払戻し(償還払い)のご案内

(未成年の場合)

県外で定期の予防接種を受ける際、次の流れに沿って手続きを行うと予防接種にかかった費用を朝倉市で定められた上限額の範囲で払戻します。内容を確認していただき、必要書類をそろえて市健康課窓口にお越しください。

手続きの流れ

★接種前

【本人】『予防接種依頼書交付申請書』を市に提出

【市】『予防接種依頼書』を医療機関に送付

☆接種後

【本人】医療機関で予防接種を受ける(接種費用は一旦、全額自己負担する)
※接種後、領収書を大切に保管しておいてください。

【本人】必要書類と共に、『予防接種料助成申請書(兼請求書)』を市に提出

【市】申請書の受理・審査後、接種費用(請求額)をご指定の口座に振り込みます
※かかった費用が朝倉市が定める支給上限額より高い場合は、支給上限額が振り込まれます。

◆対象

接種日に朝倉市に住民登録がある定期予防接種対象者の方で、母親の里帰り出産や施設・医療機関への入所・入院等の理由により、福岡県外(国外を除く)の医療機関もしくは福岡県予防接種広域化実施医療機関ではない医療機関で定期の予防接種を受けようとする方

◆必要書類(接種者が未成年の場合、申請者は保護者となります)

1. 接種前の手続きに必要なもの

- ①『予防接種依頼書交付申請書』(市健康課窓口または市ホームページから取得できます)
- ②予防接種を希望する医療機関の名称・住所などの情報

2. 接種後の手続きに必要なもの

- ①『予防接種料助成申請書(兼請求書)』(市健康課窓口または市ホームページから取得できます)
- ②予防接種の記録が記載されているもの(母子健康手帳、予防接種済証の写し)
- ③医療機関が発行した領収書(接種者氏名、接種日、予防接種費用であることが明示されているもの、医療機関の名称・住所が確認できるもの)
- ④申請者名義の振込口座(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のわかるもの)

注意！ 接種前の手続きがなかった場合、払戻しはできなくなりますのでご注意ください。

◆予防接種の種類及び令和5年度の支給上限額

予防接種の種類	上限額	予防接種の種類	上限額	
ロタ(ロタテック)	9,542円	ポリオ	9,185円	
ロタ(ロタリックス)	14,938円	BCG	11,110円	
ヒブ	7,744円	MR(麻しん・風しん混合)	12,265円	
小児用肺炎球菌	11,275円	水痘	9,460円	
B型肝炎	5,917円	日本脳炎	生後90月未満	7,130円
四種混合	10,505円	1期	生後90月以上	7,040円
三種混合	5,016円	日本脳炎2期		7,040円
二種混合	5,060円	子宮頸がん予防(2・4価)		16,066円
		子宮頸がん予防(9価)		26,226円

※医療機関への支払金額が上限額よりも少ない場合は、支払金額を支給します。

※定期予防接種の対象外の方の接種は支給対象外となります。

※令和5年度に接種した払戻しは、令和6年3月31日までに請求してください。

※上限額が変更となる場合があります。

◆申請窓口・お問合せ先

朝倉市役所 健康課 健康増進係

〒838-0068 朝倉市甘木198-1 (ピーポート甘木 保健福祉センター1階)

TEL:0946-22-8571(直通) FAX:0946-23-0732

ホームページでの検索は、